

消防庁長官褒状の授与

(総務課)

平成12年3月末に発生した北海道有珠山噴火災害及び平成12年7月に行われた九州・沖縄サミットに際しては、多数の消防機関等が災害防御活動・警戒活動等に活躍されました。関係各機関の皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。

消防庁では、このような大規模な災害や国の施策等、住民の安全確保等について功労顕著な消防機関等に対し直ちに表彰を行うため、新たに「消防庁長官褒状授与内規」を定め、有珠山噴火災害及び九州・沖縄サミットにおいて尽力された下記の消防機関等に対し、平成12年8月に褒状を授与いたしました。

【有珠山噴火災害対応消防機関等】

地元消防機関（8機関）

伊達市消防本部	西胆振消防組合消防本部
伊達市消防団	虻田消防団
豊浦消防団	洞爺消防団
壮瞥消防団	大滝消防団

緊急消防援助隊（5機関）

札幌市消防局派遣隊	仙台市消防局派遣隊
東京消防庁派遣隊	川崎市消防局派遣隊
横浜市消防局派遣隊	

北海道内消防広域応援隊（46機関）（札幌市消防局を除く）

苫小牧市消防本部広域消防応援派遣隊	白老町消防本部広域消防応援派遣隊
胆振東部消防組合消防本部広域消防応援派遣隊	室蘭市消防本部広域消防応援派遣隊
登別市消防本部広域消防応援派遣隊	日高中部消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
日高東部消防組合消防本部広域消防応援派遣隊	日高西部消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
小樽市消防本部広域消防応援派遣隊	江別市消防本部広域消防応援派遣隊
千歳市消防本部広域消防応援派遣隊	恵庭市消防本部広域消防応援派遣隊
北広島市消防本部広域消防応援派遣隊	北後志消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
羊蹄山ろく消防組合消防本部広域消防応援派遣隊	美唄市消防本部広域消防応援派遣隊
夕張市消防本部広域消防応援派遣隊	石狩北部地区消防事務組合消防本部広域消防応援派遣隊
岩内・寿都地方消防組合消防本部広域消防応援派遣隊	岩見沢地区消防事務組合消防本部広域消防応援派遣隊
砂川地区広域消防組合消防本部広域消防応援派遣隊	上砂川町消防本部広域消防応援派遣隊
南空知消防組合消防本部広域消防応援派遣隊	函館市消防事務組合消防本部広域消防応援派遣隊
長万部町消防本部広域消防応援派遣隊	森町消防本部広域消防応援派遣隊
八雲町消防本部広域消防応援派遣隊	南渡島消防事務組合消防本部広域消防応援派遣隊

渡島西部広域事務組合消防本部広域消防応援派遣隊
檜山広域行政組合消防本部広域消防応援派遣隊
富良野地区消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
釧路市消防本部広域消防応援派遣隊
西十勝消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
網走地区消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
北見地区消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
南十勝消防事務組合消防本部広域消防応援派遣隊
紋別地区消防組合消防本部広域消防応援派遣隊

渡島東部消防事務組合消防本部広域消防応援派遣隊
旭川市消防本部広域消防応援派遣隊
上川北部消防事務組合消防本部広域消防応援派遣隊
釧路西部消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
帯広市消防本部広域消防応援派遣隊
根室北部消防事務組合消防本部広域消防応援派遣隊
釧路東部消防組合消防本部広域消防応援派遣隊
根室市消防本部広域消防応援派遣隊
池北三町行政事務組合消防本部広域消防応援派遣隊

広域航空応援隊（9団体）

青森県防災航空隊
宮城県防災航空隊
山形県消防防災航空隊
新潟県消防防災航空隊
東京消防庁航空隊

岩手県防災航空隊
秋田県防災航空隊
福島県消防防災航空隊
仙台市消防航空隊

以上 68機関等

【九州・沖縄サミット対応消防機関】

地元消防機関（20機関）

福岡市消防局
那覇市消防本部
宜野湾市消防本部
名護市消防本部
沖縄市消防本部
嘉手納町消防本部
豊見城村消防本部
与勝事務組合消防本部
東部消防組合消防本部
金武地区消防衛生組合消防本部

宮崎市消防局
石川市消防本部
浦添市消防本部
糸満市消防本部
読谷村消防本部
北谷町消防本部
本部町今帰仁村消防組合消防本部
島尻消防、清掃組合消防本部
中城北中城消防組合消防本部
国頭地区消防組合消防本部

サミット消防警戒応援隊（12機関）

札幌市消防局サミット消防警戒応援隊
千葉市消防局サミット消防警戒応援隊
川崎市消防局サミット消防警戒応援隊
名古屋市消防局サミット消防警戒応援隊
大阪市消防局サミット消防警戒応援隊
広島市消防局サミット消防警戒応援隊

仙台市消防局サミット消防警戒応援隊
東京消防庁サミット消防警戒応援隊
横浜市消防局サミット消防警戒応援隊
京都市消防局サミット消防警戒応援隊
神戸市消防局サミット消防警戒応援隊
北九州市消防局サミット消防警戒応援隊

以上 32機関

平成12年度総合防災訓練の実施

(震災対策指導室)

国における総合防災訓練（以下「訓練」という。）は、災害対策基本法、防災基本計画等の円滑な運用を図るため、東海地域及び南関東地域において、毎年9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間（8月30日～9月5日）内に実施しているところです。

平成12年度においても、去る5月31日、中央防災会議において「平成12年度総合防災訓練大綱」が決定され、「防災の日」を中心とする防災週間内において訓練を実施することとされたので、その概要について紹介します。

I 平成12年度訓練の特徴

1 政府における訓練としては、次のとおりです。

- (1) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報、判定会招集連絡報の受理・伝達訓練
- (2) 警戒宣言の発令、地震災害警戒本部の設置・運営訓練
- (3) 「内閣情報集約センター」への情報集約等の初動対応訓練
- (4) 地震被害早期評価システムを活用した被害予測・伝達訓練
- (5) 中央防災無線を活用した通信連絡訓練
- (6) 緊急災害現地対策本部の設置運営訓練
- (7) 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊を活用した訓練
- (8) ヘリコプター等を活用した広域的な患者搬送訓練

2 各地域における訓練に対する支援について

近畿地区などのブロック単位で実施される広域的な訓練が円滑に実施されるよう、中央防災会議として必要な支援を行います。

性の高まっている東海地震及び南関東地域直下の地震等に係る政府における訓練を内閣、関係省庁、関係地方公共団体、関係公共機関、その他関係団体が、緊密かつ有機的な連携を図りつつ実施するとともに、地方公共団体等においては、各地域の実情に応じ、地震等による大規模災害を想定した訓練を関係機関とそれぞれの役割を認識しつつ、協力して実施し、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災計画等の円滑な運用に資するとともに、防災意識の高揚を図ることを目的としています。

2 訓練の基本方針

訓練を実施するに当たっては、次の考え方に沿って実施して下さい。

- (1) 被害想定等に基づく実践的訓練について
災害の種類、被害等の想定を可能な限り明確にし、実施要領・状況設定が災害時の緊急対応に即しているかを十分検討するとともに、被害状況等は一時に全容が判明するものではないという現実に応じた実践的な訓練となるようにする。

(2) 災害対策本部に係る訓練について

庁舎が重大な被害を受けた場合、公共交通機関が途絶した場合等最悪の状況をも想定し、災害対策要員の徒歩参集訓練等、災害対策要員の確保と初動体制の早期確立のための訓練を行うとともに、実態に即した情報収集・伝達、応急対策の実施等の訓練を行うようにして下さい。

(3) 効果的な訓練

会場展示型訓練に限らず、実際に人、物等を動かす実働訓練、地図等を用いて参加者の判断能力を高める図上訓練、状況付与方式やロールプレイング方式等を組み合わせ

II 訓練概要

1 訓練の目的

平成12年度の総合防災訓練は、発生 of 切迫

せた応用型の訓練等を積極的に取り入れ、各種訓練を計画的に実施し、総合的防災訓練が効果的なものとなるよう工夫して下さい。

(4) 広域的応援訓練

地方公共団体は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体等の緊密な連携のもと、広域的なネットワークを活用した情報収集・伝達訓練及び地方公共団体相互間において締結されている協定等に基づく広域応援訓練にも積極的に取り組んで下さい。

また、国としても、地方公共団体間で密接に連携をとりながらブロック単位で行う等広域的訓練や自衛隊等の国の機関の参加要請がある防災訓練の円滑な実施が図られるよう、支援を行います。

(5) 訓練の評価について

訓練終了後には、参加者の意見交換等を

通じ、訓練の客観的な評価を行うことによって、課題等を明らかにしたうえで、必要に応じ訓練のあり方、防災体制等の改善を行いましょう。

(6) 防災意識の高揚

大規模災害における被害状況・行動形態等の検証とその教訓の周知などにより、防災に関する正しい知識を身につけ、また、自らの地域は自らで守る自衛意識の醸成とその周知の徹底により、災害に対して的確な行動がとれるように、防災知識の普及と防災意識の高揚等を促すテレビ・ラジオ、広報誌、新聞、雑誌、ポスター等による広報の充実を図って下さい。

3 政府における防災訓練

9月1日の「防災の日」に、次のような想定に基づき実施します。

(1) 訓練の日時及び想定

		東 海 地 震	南関東地域直下の地震
実 施 日		平成12年 9 月 1 日(金)	
時 間 等	東海地域の地震・地殻活動に関する情報	前日16時00分頃発表	
	判定会招集連絡報	6時30分頃	
	発 災	9時30分頃 (原則として警戒宣言後 1日経過を想定)	12時00分頃
想定される地震の規模		マグニチュード8.0 強化地域内の震度6弱以上	震度6弱以上の直下型地震

(2) 政府本部運営訓練について

地震警戒対策本部、緊急災害対策本部等の政府本部の設置・運営に関する訓練を、次のとおり実施します。

ア 東海地震

東海地震に係る訓練は、予知対応型訓練を基本に、地震予知情報に伴う政府等の対応として警戒宣言に係る訓練を実施します。

イ 南関東地域直下の地震

南関東地域直下の地震に係る発災対応型訓練として下記事項に重点をおき地震応急対策訓練を行う。

- (ア) 官邸における災害対応訓練
- (イ) 初動期の情報収集・伝達訓練
- (ウ) 地方公共団体等との連携による情報収集・伝達訓練
- (エ) 現地における情報収集・伝達訓練
- (オ) 広域応援訓練

4 現地対策本部運営訓練について

本年度の現地対策本部運営訓練として、下記の対象地域において実施される訓練と連携し、政府本部運営訓練と一体となり、地方公共団体等との連携による訓練、現地における訓練、広域応援訓練に準じ、地震災害応急対

策訓練を実施します。

(1) 東海地震に係る訓練

地震防災対策強化地域の属する県（神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県）及び三重県

(2) 南関東地域直下の地震に係る訓練

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
なお、茨城県、栃木県及び群馬県は広域応援地域として実施

5 その他の防災訓練について

(1) 原子力災害に係る訓練

安全規制担当省庁が作成する防災訓練実施についての計画に基づき、地方公共団体、国の機関及び原子力事業者等が、共同して総合的な防災訓練を実施します。

(2) その他の訓練

事故災害等に関して計画・実施する訓練について、関係省庁は、連携してより効果的なものとなるよう努めてください。

なお、防災関係機関においては、適宜、徒歩等による参集訓練を実施して下さい。

6 地方公共団体等における防災訓練等について

地方公共団体及び指定地方公共機関等の地域の防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも相互に連携した訓練が、以下に沿って一体的に実施され、地域の防災対応力が向上するよう努めて下さい。

(1) 地域の実情に応じた訓練について

各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、過去の災害履歴等も踏まえ、地震災害、風水害、火山災害、原子力災害等特に訓練の必要性が高い災害を想定するなど、地域の実情に即した訓練を積極的に実施するようにして下さい。

(2) 住民参加による訓練について

訓練を実施するに当たっては、住民が災害対策の主役であるとの観点から、住民の主體的、実践的な訓練の参加ができるよう、

実地の実働訓練や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等工夫して下さい。

(3) 地震災害対応に係る訓練について

各地域における地震災害対応訓練については、初動体制の対応が重要なことから、自主防災訓練、情報の収集・伝達等の訓練、応急対策訓練、緊急輸送路確保等の訓練、ライフライン等の確保・対応訓練、混乱防止訓練、津波、土砂災害、水害等の危険が懸念される地域における訓練を重点として、実施して下さい。

なお、訓練実施日については、毎年度9月1日の「防災の日」又は防災週間（8月30日～9月5日）内に設定することが望ましいですが、実施される団体において、これまでの経緯等を踏まえ、有効かつ適切と考える日に行って下さい。

(4) 東京区部直下での大規模地震に係る訓練

平成12年9月3日に東京都が実施する総合防災訓練に対しては、政府は、緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）を設置するほか警察庁、消防庁、海上保安庁、自衛隊等が参加する等必要な支援を行うこととなっています。



火山噴火災害対策の強化

(防 災 課)

有珠山及び三宅島の火山噴火災害が発生したことにより、消防庁防災課では、平成12年7月25日付け消防災第72号で、「火山噴火災害対策の強化について」を関係都道府県消防防災主管部長あて送付しました。

内容は以下のとおりです。

火山噴火災害対策の強化について

火山噴火災害対策については、「火山噴火災害対策の強化について」（昭和61年12月8日付け消防災第209号）等により、鋭意御努力いただいているところであるが、本年3月には有珠山が噴火し、多くの住民が長期間の避難生活を余儀なくされるという事態が発生し、また、6月には、三宅島の火山活動により、住民が避難するという事態が発生した。

有珠山及び三宅島のいずれにおいても、関係地方公共団体がハザードマップ（災害危険区域予測図）を作成し、住民に配布するなど、従来から火山災害対策に積極的に取り組んでおり、住民避難も円滑に行われた結果、これまでのところ人的被害は発生していない。

貴職におかれては、今回の事例も参考としつつ、下記事項に留意のうえ、火山噴火災害対策の一層の強化を図るとともに、貴都道府県内の関係市町村に対してもこの旨を周知し、その徹底を図るようお願いする。

記

1 ハザードマップの作成、提供等

火山周辺の地方公共団体においては、火山災害ハザードマップ（火山が噴火した場合に危険となる区域を示した地図）を作成し、地域住民に配布すること等により、平常時から住民に対し、防災情報を積極的に提供し、防災意識の高揚を図ること。なお、火山周辺の地方公共団体が複数に及ぶ火山にあっては、関係団体が連携をとりながらハザードマップ等の作成、提供を行うこと。

2 住民への情報伝達体制の整備及び防災行政無線（同報系）の整備

火山情報、避難勧告・指示等の災害情報を確実かつ迅速に住民に伝達するため、防災行政無線（同報系）の整備等を早急に進めること。

3 避難体制の整備

火山噴火等により住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全確保を第一に時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行うこと。また、あらかじめ、情報伝達体制、避難に対する広報手段、誘導方法、避難所等をきめ細かく定めておくこと。

特に、高齢者などの自力避難の困難な災害弱者に関しては、事前に避難の援助を行う者を定めておくなど支援体制を整備し、速やか

に避難できるよう配慮すること。

また、災害弱者施設については、平常時、緊急時における適切な情報提供、的確な避難誘導體制等の整備を図り、災害弱者が円滑かつ安全に避難できるよう努めること。

4 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関の密接な連携のもとに、住民も参加した実践的な防災訓練を定期的実施すること。その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮すること。

5 地域防災計画の整備及び点検

火山周辺の地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を十分勘案して、地域防災計画において火山噴火災害に関する実践的な防災計画を整備するとともに、最新資料の活用により適宜見直しを行うこと。

6 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、火山観測を行っている気象官署、学術機関のほか、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等と地方公共団体との緊密

な連携が不可欠であり、地方防災会議等の場を通じて日頃から連携を深めておくこと。

7 広域的な連絡・協力体制の整備

火山周辺の地方公共団体が複数に及ぶ火山にあつては、火山情報の共有、連携した避難対策等の観点から、広域的な連絡・協力体制を整備すること。特に県境にある火山については、県相互及び県を異にする市町村相互の連絡・協力について配慮すること。

8 迅速な応援の要請等

火山が噴火し、あるいは、噴火する危険性が高まった場合の応急対策等を講じるにあたり、被災のおそれがある市町村のみで対応することが困難であることが予想される場合には、早急に他の地方公共団体からの消防の応援その他の応援を求めることができるよう体制を整備すること。

9 観光客対策の整備

観光客、登山者等の立ち入りの多い火山にあつては、火山活動の状況に応じ、登山規制、立ち入り規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと。

新潟県浅草岳殉職・殉難者合同葬

(総務課)

平成12年6月18日新潟県北魚沼郡入広瀬村の浅草岳北側斜面において発生した雪崩事故により殉職した新潟県小出郷消防本部 磯部三郎消防司令長、新潟県警 佐野弘晃警部補、大平義則警部補及び山岳遭難対策協議会 浅井乙一氏の合同葬が、7月31日(月)14時30分から小出郷文化会館(小出町)でしめやかに執り行われました。

合同葬には、鈴木正明消防庁長官、伊藤徹男全国消防長会副会長をはじめ、警察庁次長、新潟県知事など多くの関係者が参列し、故人の功績を偲びました。

葬儀においては、殉職・殉難者に対する表彰も行われ、磯部司令長におかれては、消防庁長官より特別功労章が贈られ、御遺族に伝達されました。

磯部消防司令長は、前日から行方不明となっていた遭難者の捜索に参加し、発見した遭難者の収容作業中、雪崩警戒にあたっておられましたが、現場より約250m上部でブロック雪崩の発生を発見し、作業中の捜索員に知らせようとして、崩落する雪塊の直撃を受け亡くなりました。心よりお悔やみ申し上げご冥福をお祈りいたします。



合同葬会場全景



特別功労章を伝達する鈴木正明消防庁長官

8月の広報テーマ

台風に対する備え

住民自らによる災害への備え

天ぷら油による火災の防止

☆テレビによる防災キャンペーン（9月分）☆

ご存じですか ～防災ミニ百科～		
放送日	主管課	テーマ
9月7日(木)	救急救助課	(仮) 9月9日は「救急の日」

(日本テレビ他30局ネット)

編集発行 消防庁総務課

〒105-8489 東京都港区虎ノ門2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp>
